

東京大学プロポストオフィス機構等運営委員会内規

令和8年4月1日

プロポスト裁定

(目的)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第17条第3項の規定に基づく委員会としてプロポストオフィスの下に設置される東京大学プロポストオフィス機構等運営委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について（令和8年3月19日総長裁定。以下「室等の総長裁定」という。）第2条第2項に基づき委員会の下に置かれる組織に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総括プロジェクト機構の管理運営に関する事項
- (2) 総括プロジェクト機構を除く組織の管理運営に関する共通的事項

2 室等の総長裁定第2条第2項に基づき委員会の下に置かれる組織は、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、プロポストが指名する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、本学教職員のうちからプロポストが指名する者をもって充てる。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

- 2 委員会の審理にあたっては、委員会が必要と認めたオブザーバーの意見を聴取するこ

とができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(委員会の事務等)

第9条 委員会の事務は、本部学術振興企画課において処理する。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、委員会の意見を聴いて、プロボストがこれを行う。

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。

別表

| |
|-------------------------|
| 総括プロジェクト機構 |
| ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構 |
| トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ |
| 生命科学ネットワーク |
| 分子ライフイノベーション機構 |
| Beyond AI 研究推進機構 |
| アト秒レーザー科学研究機構 |
| デジタルオブザーバトリ研究推進機構 |
| 応用資本市場研究センター |
| プラネタリーヘルス研究機構 |
| 住宅都市再生研究センター |
| 臨床医療システム AI 研究推進機構 |